

離職船員に対する就職促進給付金の支給

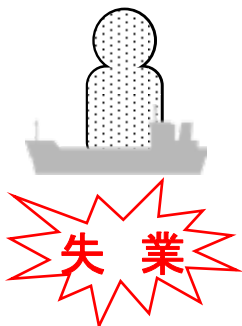
(平成21年度補正予算:1億9千万円)

- 「船員の雇用の促進に関する特別措置法(船特法)」による就職促進給付金制度を8年ぶりに発動。
- 未曾有の経済不況により離職した船員が、失業保険金支給終了後、なお、再就職できない場合に、就職促進手当等を支給するもの。
- **沿海旅客海運業(内航旅客船)、内航海運業(内航貨物船)を政令で指定し、本制度の対象とする。**

<第1段階>

<第2段階>

フェリー、内航船
等の船員



失業保険金等

- ・失業保険金
(1,650~7,730円/日)
- ・技能習得手当
- ・就業促進手当 等

船員保険法に基づき支給

支給期間50~330日

失業支給
終了

就職促進給付金

最長3年の間で職業訓練を受けている期間について、以下の手当を支給。

- ・技能習得手当...1,700円/日
- ・就職促進手当...1,650~5,820円/日
- ・再就職奨励金...1,650~5,820円/日(30日分) 等

船特法に基づき支給